

会 議 録

行田市教育委員会 平成28年第2回2月定例会

招集年月日	平成28年2月12日(金)	開会場所	行田市教育委員会 2A会議室		
開閉の時刻 及び宣言者	開会2月12日(金) 午後2時00分 閉会2月12日(金) 午後4時30分	教育長	森 郁子		
教育長	森 郁子	教育長職務代理者	岸田昌久	仮議長	
席次番号	出席の教育長 及び委員氏名	摘 要			
1	森 郁子				
2	岸田昌久				
3	町田祥子				
4	鹿山高彦				
5	増田雅久				
議 事 参 与 者			書 記		
学校教育部長	小河原 勝美	書記長	内田 親生		
生涯学習部長	猪野塚 敏和	書記次長	吉田 武司		
学校教育部次長		書記	佐久間 久美		
兼学校教育課長	柿沼 耕一				
生涯学習部次長					
兼教育文化センター所長兼中央公民館長	宮崎 勝行				
教育総務課長	内田 親生				
学校給食センター所長	前島 伸行				
ひとつくり支援課長	杉山 孝義				
スポーツ振興課長	橋本 雅至				
文化財保護課長	中島 洋一				
郷土博物館長	栗本 広宣				
図書館長					
兼視聴覚ライブラリー館長	石川 隆美				
教育研修センター所長	春田 盛男				
学校教育課主幹	関根 渉				

会議事件名		顛	末
会 議 の 進 行 状 況		<p>市民憲章唱和</p> <p>教育長 本日の会議日程は議案5件、報告事項1件である。日程第1ないし日程第3の3議案については議会案件であるため非公開としますが、議事録については議会終了後となるため公開したいと思う。その他については、公開としたいと思うが、良いか。</p> <p>【全委員承認】</p>	
	議案第8号 行田市奨学資金給与条例 施行規則の一部改正について	<p>教育長 日程に先立ち、1月定例会の会議録について事務局に報告を求める。</p> <p>書記次長 1月定例会、会議録報告</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長 議案第8号について説明する。 本案については、行田市奨学資金給与条例に基づく手続きが「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」には該当しないと判断されることから、規則様式に規定している異議申立てに係る教示文を削除するものである。また、様式中の宛名「行田市長様」を「行田市長」に改めるものである。今回は、様式の改正で、条文の改正はない。 次のページをご覧ください。 行田市奨学資金給与条例施行規則の一部を改正する規則（案）である。様式第1号「奨学生願書」の下段の「行田市長様」を「行田市長」に改めたものである。 次のページをご覧ください。</p>	

<p style="text-align: center;">会 議 の 進 行 状 況</p>		<p>様式第3号から様式第9号までを改正するもので、後ろにそれぞれの様式を添付してある。次のページの様式第3号（第4条関係）「奨学生決定（不採用）通知書」については本文中、「奨学生に決定しました」を「奨学生に決定した」に改正し、下段にあった教示文「1 異議申立てについて」及び「2 取消訴訟について」を削除したものである。次の様式第4号（第8条関係）「奨学資金（停止・取消）通知書」も同様に教示文を削除したものである。</p> <p>続いて、様式第5号（第9条関係）「奨学資金給与辞退届」から様式第7号（第11条関係）「奨学生死亡届」までは、宛名「行田市長様」を「行田市長」に改めたものである。</p> <p>次に、様式第8号（第12条関係）「奨学資金返還通知書」については、本文を記載のとおり改正し、教示文を削除したものである。</p> <p>次のページの様式第9号（第12条関係）「奨学資金免除通知書」については、教示文を削除したものである。</p> <p>最後に、附則だが、この規則は、公布の日から施行するものである。</p> <p>教育長 何か質問等はあるか。</p> <p>岸田委員 様式第3号、様式第4号の()書きはどのように扱うのか。</p> <p>教育総務課長 どちらかを抹消する。</p> <p>町田委員 教示文を削除する理由がよくわからないので教えてほしい。 「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」には該当しないと判断されるとあるが、何か根拠があるのか。</p> <p>教育総務課長 判断理由は、奨学資金給与は本人から願書が出され、行政庁とは別の審査委員会の審議を受けて決定される。このことから行政庁の判断をされていないので行政庁の処分には当たらないのではないかということである。</p>
--	--	---

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>	<p>議案第9号 行田市立小・中学校の平成 28年度学校給食年間計画 について</p>	<p>町田委員 今まではこの形だったのに今回改正した理由はなぜか。</p> <p>教育総務課長 地方行政審査法が今年の4月1日から改正されることになっており、教示文の見直しを行っている段階で総務課と協議した結果である。</p> <p>教育長 他に何か質問等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>学校給食センター所長 議案第9号について説明する。 学校給食センター設置及び管理条例施行規則の第6条第2項に『年間の給食実施回数は、教育委員会が定めるものとする。』とあることから、別紙、平成28年度学校給食年間実施計画(案)により、審議いただくものである。 別紙をご覧いただきたい。 当計画は、平成26年4月の消費税率引き上げ、食材の物価上昇に対応するため、平成28年4月から改定することになった学校給食費の額で作成している。 改定については、校長会において、各校長に報告し、保護者に対しては、学校を通じて、すでに来年度、学校給食費が改定させることを通知しているところである。 ①の年間給食実施回数についてだが、第6条第1項に「給食は、年間を通じて原則として週5回を授業日の昼食時に実施するものとする。」とあることから、合計188回の給食を、提供しようとするものである。 なお、平成28年度は、今年度(平成27年度)と、実施回数が同じである。 ②には、各学期の給食開始日と終了日を、③・④には、小学1年生と中学3年生の児童生徒の給食費の取扱い、⑤には、給食費の額を記載している。</p>
--	---	--

<p>会 議 の 進 行 状 況</p>	<p>報告事項 いじめそだんホットライ ンの相談状況について</p> <p>議案第5号 平成27年度一般会計教 育費補正予算について</p>	<p>なお、計画は、学校給食センター運営委員会において、実施 計画（案）について審議し、了承をいただいている。</p> <p>教育長 何か質問等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育研修センター所長 「いじめそだんホットライン」の現状について報告する。 前回の教育委員会後、相談は入っていない。</p> <p>教育長 何か質問等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>これより非公開とする。</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>教育総務課長 議案第5号について説明する。 本案については、平成28年3月定例市議会に平成27年度 一般会計教育費補正予算を上程するため、教育委員会へ諮るも のである。 始めに、歳出から説明させていただくので、3月補正予算の 5枚目、歳出の1ページをご覧ください。 10款 教育費、1項 教育総務費、2目 事務局費につい て、75万円を増額補正しようとするものである。 内訳は右ページの説明欄、13節 委託料について、75万 円を増額するものである。これは、OAシステム改修委託料で、 国が幼児教育無償化に向けた段階的取り組みとして、低所得の 多子世帯及びひとり親世帯の保護者負担の軽減を図るため、子 ども数の基準を見直すことから、幼稚園就園奨励システムを改 修するための費用である。 次に、3項 中学校費、3目 学校建設費について、3,5 00万円を増額補正しようとするものである。</p>
--	--	--

		<p>内訳は右ページの説明欄、15節 市内各中学校工事請負費を3,500万円増額するものである。</p> <p>これは、国の平成27年度補正予算で計上された学校施設改善交付金を活用し、平成28年度で予定していた特定天井のある西中学校武道場耐震化工事を、前倒しで実施するものである。非構造部材である天井、照明器具、及びバスケットゴールなどの耐震化を図るために必要な工事費用である。</p> <p>次のページをご覧いただきたい。繰越明許費の補正である。</p> <p>これは、本年度、北小学校及び長野中学校にある不用となった変圧器（トランス）を処分するにあたり、微量のPCBが含まれていることから、その処分を専門業者と契約したところだが、業者から、年度末で処分場の処理件数が増加したため、年度内に処理できないとの報告があったことから、平成28年度に繰り越すものである。</p> <p>また、3月補正で計上した幼稚園奨励システム改修事業及び西中学校武道場耐震改修事業については、翌年度に実施することから、繰り越し措置を講じるものである。</p> <p>次に、地方債の補正である。</p> <p>これは、西中学校武道場耐震改修事業のために借り入れる市債の増額に伴い、地方債の限度額を補正するものである。</p> <p>次に、歳入について説明させていただく。4枚戻り、歳入の1ページをご覧いただきたい。</p> <p>まず、13款 国庫支出金、2項 国庫補助金、5目 教育費国庫補助金、1,248万7千円を増額補正するものである。</p> <p>1節 教育総務費補助金 37万5千円は、右ページ説明欄の幼稚園就園奨励システム改修補助金で、幼稚園就園奨励システム改修費用の2分の1を国からの補助金として、見込み計上したものである。</p> <p>次に、3節 中学校費補助金1,211万2千円は、右ページ説明欄の学校施設改善交付金で、これは、西中学校武道場耐震改修に必要な工事費、設計委託料及び調査委託料の3分の1を国からの補助金として、見込み計上したものである。</p> <p>次に、3ページをご覧いただきたい。</p> <p>20款、1項 市債、7目 教育債、2節 中学校債 2,170万円を増額補正するものである。これは、右ページ説明欄の西中学校武道場耐震改修事業債で、国からの学校施設改善交付金で不足する費用を市債として借り入れるため、補正するものである。</p>
--	--	---

教育長

何か質問等はあるか。

岸田委員

耐震改修について、全ての教育施設が基準をクリアしているかどうか。また、非構造部材の検査・改修に取り組んでいるが西中学校が終わることによって全ての学校施設において終わるのか、また生涯学習関係はどうなっているか教えてほしい。

教育総務課長

小学校、中学校に関しては建物の耐震工事は済んでいる。非構造部材については、西中学校の武道場は特定天井（6.0m以上200㎡以上のつり天井）があるので、そちらを先に改修させていただく。他にも特定天井ではない吊り天井がある中学校はあるが、そちらは順次行う予定である。

順番として特定天井がある西中学校、中学校体育館の特定天井ではない吊り天井、小学校体育館の照明器具、バスケットゴールなどを改修していく予定である。

中央公民館長

公民館の耐震工事等については、現在忍・行田公民館が耐震構造上不適格となっているが、平成28年度建て替え予定である。また、みらいの大ホールも吊り天井が不適格となっている。これについては、事業費がかさむということで3カ年計画に事業要望しているが、対応は見合わせている状況である。

スポーツ振興課長

体育施設については耐震診断を義務付けられている施設は、不適格な施設はなかった。非構造部材の診断だが、昨年グリーンアリーナの吊り天井の診断を受け、改修は必要なしという結果が出ている。

ひとつくり支援課長

産業文化会館だが、平成26年に非構造部材について調査を実施したところ不適格という結果となっている。3カ年計画に改修の要望をしているが、現在のところ先送りとなっている。

	<p>議案第 6 号 平成 2 8 年度一般会計教育費当初予算について</p>	<p>教育総務課長 追加だが、下忍分室の体育館については調査を実施していない。</p> <p>学校教育部長 そちらについては診断を実施すると間違いなく不適格な施設だが、今後のあり方も検討しなければいけないので診断をしていない状態である。</p> <p>岸田委員 学校訪問をさせてもらおうとブラウン管式のテレビがまだ教室にある。ベルトで落ちないように固定してあるが、まだ大きなテレビが残っているように見えた。通達にない部分にも目を配って対応してほしい。 また、機会があったら吊りテレビがまだあるのか調査してほしい。</p> <p>教育長 他に何か質問等はあるか。</p> <p style="text-align: center;">【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>学校教育部長 議案第 6 号について説明する。</p> <p>学校教育部長 学校教育部所管に関わる教育費の概要及び歳入歳出予算を説明。</p> <p>生涯学習部長 生涯学習部所管に関わる教育費の概要及び歳入歳出予算を説明。</p> <p>教育長 何か質問等はあるか。</p>
--	---	---

	<p>増田委員</p> <p>2点お聞きしたい。</p> <p>1点目は私の勘違いだと申し訳ないが、臨時職員の労災保険料、社会保険料の項目があるが、雇用保険料は社会保険料の中に入っているのか。それとも加入はしていないのか。</p> <p>2点目は歳入の12ページの学校給食費納付金のうち滞納繰越分1,000円だが、滞納額がいくらでそのうちの1,000円を見込んでいるということなのか。滞納額を教えてくださいのと1,000円の見込額の根拠を教えてください。</p> <p>学校教育部長</p> <p>雇用保険料は社会保険料に含まれている。</p> <p>増田委員</p> <p>労災保険料だけ表示があるところは、雇用保険料を含む社会保険は加入していないということなのか。</p> <p>学校教育部長</p> <p>短時間勤務で必要ない場合は労災保険料だけという場合もある。</p> <p>増田委員</p> <p>行政が雇用することなので間違いはないと思うが、短時間勤務でも週20時間以上は加入という義務がある。そういったことで今までにトラブルはなかったのか。</p> <p>学校教育部長</p> <p>ないと思う。</p> <p>教育長</p> <p>2つ目の給食費の滞納についてお願いしたい。</p> <p>学校給食センター所長</p> <p>26年度の滞納額は1,619,836円であり、26年度に滞納繰越分で入った額は835,475円である。だいたい毎年同じような額が入ってきている状態だが、予算計上については1,000円であげている。理由はいくら入るか予測できないためである。</p>
--	---

増田委員

滞納分については、督促等はどういう方法でされているのか。今回、給食費を値上げした部分もあるので滞納をなるべく減らす方向でいかないと公平が保たれないと思うが、いかがか。

学校給食センター所長

滞納については各学校から督促がいき、滞納の理由は個々に違うので一人ひとりに合わせた滞納対策をとっている。主に就学援助を申請する前の滞納が残っているのがほとんどである。そういったことをふまえ、できるだけ払ってもらえるようお願いしている。

教育長

他に何か質問等はあるか。

鹿山委員

教育委員の委員報酬だが、4人が同額である。教育長職務代理者という職は教育長が不在のとき職務を代行するので非常勤といえども教育長の職務を理解している必要がある。したがって職責がより重いと思う。委員報酬は他の委員よりも多くて当然だと思うが、いかがか。

教育総務課長

検討はさせていただく。

岸田委員

昨年、中学校教科書の採択を行ったので、関連予算をもう一度お願いしたい。

学校教育部長

18ページの教育振興助成費の消耗品費が教科書の指導書である。そして、その上の教材費の1,700万円のうち800万円が改定となる教材費ということで計上している。

岸田委員

定期健康診断の検査項目が平成28年度から変わるので、健康診断簿も変えなくてはいけなくなると思うし、健康診断に携

		<p>わる学校医の項目・検査量も変わると思うのでそれについて教えてほしい。</p> <p>学校教育課長</p> <p>健康診断簿については養護部会と担当指導主事が相談し、最新版のものを作っている最中である。健康診断に四肢が加わることに関しては内科医の会長に内科健診の中で検診していただけないかをお願いしたところ、承諾していただいた。各内科医においては3月末日までに四肢の検査も内科健診でお願いする旨の文書を送付する予定である。</p> <p>教育長</p> <p>予算の中に反映されているのか。</p> <p>学校教育課長</p> <p>内科健診の中に入っている。</p> <p>教育長</p> <p>他に何か質問等はあるか。</p> <p>岸田委員</p> <p>通知票作成システムは初めての試みだと思う。通知票の評価は学力向上の面でも影響するし、評定という面だと中学3年生は進路に関わると思うが、どのような意図で導入するのか。心配しているのは間違いであるので、今後注意していく面を教えてください。</p> <p>学校教育課長</p> <p>導入に関しては光と影の部分があると思っている。まず、負担軽減になるという部分が光の部分の良い面であり、羽生市、加須市も導入している。影の部分である「間違い」は注意しなくてはならないが、導入にあたっては何度も会議を開き間違えないように進めていきたいと思う。もう一つ、影の部分は活字というものは味気ない印象を受けるので留意をしなければいけないと思う。</p> <p>岸田委員</p> <p>学期ごとにそれぞれの通知票が出されるのか。</p>
--	--	--

		<p>学校教育課長 内容については検討中である。</p> <p>岸田委員 ぜひ、間違えのないようお願いしたい。 次の質問だが、少人数学級で31人以上の場合は指導員を新たに配置するということで新たな取り組みが見られたが、学力向上についてもパワーアップサポーターが新たに取り入れられるわけだが、指導員やパワーアップサポーターのベテランの先生というのはこれから選考していく予定なのか。</p> <p>学校教育課長 まず、パワーアップサポーターについては要件に60歳以下でないといけないという条件は外しているので、いろいろな先生に当たっており、16校あるところの13校は決まっている。子どもたちを教えるとともに、若い先生たちの指導もお願いする予定である。</p> <p>岸田委員 現在、若い先生が多くなってきているので、ベテランの方を活用するのは有効だと思う。 最後に、学校の樹木の剪定の予算について教えてほしい。</p> <p>教育総務課長 小学校は12ページ、中学校は16ページの校舎維持管理費の剪定委託料それぞれ242万円と121万円であり、昨年と同額である。</p> <p>岸田委員 学校美化は重要であると思うので、ぜひ樹木の剪定は配慮してほしい。</p> <p>教育長 PTAの予算でも費用を加算している学校がある。大きい木などは危険を伴うので学校でも配慮していると思う。予算が限られている中だが、引き続きお願いしたい。 さっきのパワーアップサポーターも学校の推薦と学校教育課</p>
--	--	---

	<p>が持っている情報と併せて人選を支援している。 他に何か質問等はあるか。</p> <p>鹿山委員 中学校の校舎等新設改良費の市内各中学校工事請負費の説明をもう一度お願いしたい。</p> <p>教育総務課長 行田中学校は火災報知機、誘導灯、南河原中学校は火災報知機、西中学校は電話交換機、埼玉中学校は特別支援教室が増える関係で空調機を予定している。ただ、火災報知機は金額が高いので出来る範囲で予定している。</p> <p>教育長 他に何か質問等はあるか。</p> <p>町田委員 小学校の校舎等新設改良費だが、トイレ改修の請負費が5校分で調査が4校分の理由と、この5校で全てのトイレ改修は全て終わるのか教えてほしい。</p> <p>学校教育部長 平成29年度までに全ての学校のトイレ改修が完了予定である。今年度設計を行ったものが29年度工事ということで、残り4校が下忍小学校、泉小学校、桜ヶ丘小学校、南河原小学校である。平成29年4月に南河原小学校と統合する予定の北河原小学校は工事を見合わせるので4校分ということである。</p> <p>教育長 他に何か質問等はあるか。</p> <p>町田委員 これから審議するものだと思うが、特別支援教育推進費の委員報酬の中の名称が、今までの「行田市障害児就学支援委員会」から「行田市就学支援委員会」に変更になっているが、これはもう決まってしまったものなのか。</p> <p>学校教育部長</p>
--	---

	<p>議案第7号 行田市障害児就学支援委員会条例の一部改正について</p>	<p>議会に条例と予算を案として提出する。議会には両方をセットで提出することがきまりである。決定ではなく、あくまでも案である。</p> <p>教育長 他に何か質問等はあるか。</p> <p>鹿山委員 歳入12ページの郷土かるた売却収入1,000円だが、年間でどのくらい売れているのか。</p> <p>ひとつくり支援課長 だいたい10個程度である。大会に出てくださいったお子さんは買っていただけるが、なかなか売れないのが現状である。</p> <p>鹿山委員 もう少しPRをお願いしたい。</p> <p>岸田委員 郷土かるたとはどういったものなのか。</p> <p>ひとつくり支援課長 埼玉県と行田市の2種類を販売している。</p> <p>教育長 もう少し積極的にPRしていく方向で進めたい。 他に何か質問等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>学校教育課長 議案第7号について説明する。 本案は、行田市障害児就学支援委員会が、障害児に限らず、発達の課題があるものについてについても広く調査、審議し、適切な教育的支援を図っていることから、就学支援の対象者についてより明確にするため、所要の改正を行うものである。</p>
--	---	---

	<p>それでは改正内容について説明する。「新旧対照表」をご覧ください。</p> <p>はじめに、条例名について「行田市就学支援委員会条例」と改めるものである。</p> <p>次に、第1条だが、「心身に障害」の次に、「又は発達課題」を加えるとともに、「する者」を平仮名の「するもの」に、略称規定の「障害児」を「障害のある児童生徒等」に、「行田市障害児就学支援委員会」を「行田市就学支援委員会」にそれぞれ改めるものである。</p> <p>次に、第2条第2号の「障害児」を「障害のある児童生徒等」に改めるものである。</p> <p>教育長 何か質問等はあるか。</p> <p>町田委員 障害児を除いたということだと思うが、全員対象というように見える。なぜ障害のある児童生徒等と入れなかったのか。</p> <p>学校教育課長 障害のある・なしを判断できるのは医師なので、就学支援委員会の審議にあげる新入児童生徒には医師の診断を受けていない方も多いため障害児という言葉を使うのはどうかということであげさせてもらった。</p> <p>町田委員 それは、どういうところで話し合ったのか。</p> <p>学校教育課長 発案は学校教育課で、調査専門員会の先生方と話し合いをした。ここに至るまでには市の総務課にも相談した。</p> <p>町田委員 何年も前からそういった話は出ていたということなのか。</p> <p>学校教育課長 少し前から出ていた。羽生市・加須市も障害という言葉は出てこない。</p>
--	---

	<p>学校教育部長</p> <p>行田市のように「発達の課題」という言葉が入っている市町村は県内にはない。また、条文から「障害児」を抜いているのが一般となっている。行田市では「障害児」だけではなく、「発達の課題」という言葉を入れたが県内では新しい試みであるととらえている。</p> <p>岸田委員</p> <p>関連するものがあるので整合性に気をつけていってほしい。</p> <p>教育長</p> <p>他に何か質問等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>その他報告事項</p> <p>「第20回行田市公民館ふれあいコーラス発表会」について</p> <p>関東甲信越静教育委員会総会の日程について</p>	<p>学校教育部長</p> <p>行田市のように「発達の課題」という言葉が入っている市町村は県内にはない。また、条文から「障害児」を抜いているのが一般となっている。行田市では「障害児」だけではなく、「発達の課題」という言葉を入れたが県内では新しい試みであるととらえている。</p> <p>岸田委員</p> <p>関連するものがあるため整合性に気をつけてほしい。</p> <p>教育長</p> <p>他に何か質問等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>中央公民館長</p> <p>教育総務課長</p> <p>以上で本日の定例会を閉会とする。</p>
--	--	---

そ の 他 特 に 重 要 と 認 め る 事 項

- 1 次回定例会開催予定日 平成28年3月29日(火) 午後2時00分
行田市教育委員会 2A会議室

以上、顛末を記載して、その発言内容に相違がないことを証するため、ここに署名する。

教育長

委 員

委 員